

個人医療共済

家族もそろって加入して安心！
万一の入院・休業通院にそなえて

医療 共済

手頃な掛金で確かな保障

病気や不慮の事故による入院・安静休業に対する保障制度です。

◆ 65歳になり、「医療共済」「生命共済」の契約満了を迎えた方は、引き続き「シニア医療共済」「シニア生命共済」へ継続加入できます。

病気や不慮の事故による入院・安静休業に対する保障



緩和型と合わせて
20口まで加入できる

- ◆ 月2,000円の掛金で入院日額10,000円を保障
- ◆ 病気も不慮の事故も両方カバー
- ◆ 安静加療中の休業期間が対象は、全労連共済だけ
- ◆ 給付基準日に達したとき、入院や安静休業の第1日目から給付します

● 家族の方も組合員本人の加入口数を超えて加入できます。



● こんな給付があります(20口あたり)

入院 日額 **10,000円**
1日以上180日限度

安静休業 日額 **5,000円**
連続7日以上90日限度



■ 月額掛金 1口 100円

■ 加入最高限度 20口
(緩和型と合わせて 20口)

■ 加入範囲

組合員本人、配偶者、同一生計の子ども、同居かつ同一生計の親族

■ 健康告知

組合員・家族とも健康告知事項に該当する方は加入できません。

■ 給付内容(1口あたり)

加入年齢65歳未満

給付種目	共済事由	共済金額
病気入院	1日以上180日限度	日額 500円
不慮の事故入院	1日以上180日限度	日額 500円
病気安静休業	連続 7日以上90日限度	日額 250円
不慮の事故安静休業	連続 7日以上90日限度	日額 250円

注1) [安静休業] とは医師が「労務不能」または「安静加療」が必要と判断し、かつ仕事を休業した期間をいいます。(無職の方や学生の場合は、連続 7 日以上安静加療期間中の実通院日が対象となります。)

注2) [入院 + 安静休業 (90 日限度)] の場合は合計 180 日が限度です。

注3) 新規加入より 1 年以内の共済事由は給付限度日数が給付基準の 50% になります。